

H20.6.26  
横浜市教育委員会

第2回県費負担教職員の人事の在り方に関する協議会資料

- 1 現在の人事異動方針と人事異動状況について
  - (1) 教職員人事異動の基本的な考え方
  
  - (2) 管理職人事
  
  - (3) 教員異動
  
- 2 中核市に人事権が移譲された場合に発生する組織、事務
  
- 3 仮に一部の市町村に人事権を移譲した場合、広域調整の仕組みを構築するにあたって必ず考慮すべき事項
  
- 4 神奈川県との関係
  - (1) 採用
  
  - (2) 人事交流
  
- 5 採用にあたって、横浜市への希望が集中しているという状況はあるか

## 横浜市立学校教職員人事異動について(平成20年4月1日付)

### 異動関連データ

#### (1) 人事異動関係

##### ア 管理職異動規模

( ) 昨年度

区分	小学校 (347→346校)		中学校 (145校)		特別支援学校 (12校)		高等学校 (9校)		合計 (513→512校)	
	異動	昇任	異動	昇任	異動	昇任	異動	昇任	異動	昇任
校長	28人 (47)	79人 (66)	19人 (17)	35人 (22)	2人 (4)	2人 (1)	3人 (0)	2人 (1)	52人 (68)	118人 (90)
副校長 (含代理)	79 (86)	100 (69)	38 (44)	32 (21)	3 (3)	4 (4)	4 (3)	5 (2)	124 (136)	141 (96)
計	107 (133)	179 (135)	57 (61)	67 (43)	5 (7)	6 (5)	7 (3)	6 (3)	176 (204)	259 (186)

##### イ 教員異動規模(主幹教諭・教諭・養護教諭)

( ) 昨年度

小学校	中学校	特別支援学校	高等学校	合計	全教員に占める割合
929人 (1,068)	516人 (561)	97人 (133)	75人 (74)	1,617人 (1,836)	12.2% (14.0)

#### (2) 新採用教員関係

##### ア 校種別新採用者数(教諭・養護教諭)

( ) 昨年度

小学校	中学校	特別支援学校	高等学校	合計
700人 (630)	325人 (162)	49人 (33)	11人 (4)	1085人 (829)

○横浜市教育委員会事務局事務分掌規則（抜粋）

昭和 43 年 4 月 5 日

教委規則第 2 号

注 昭和 61 年 5 月から改正経過を注記した。

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則をここに公布する。

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則

横浜市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和 34 年 10 月横浜市教育委員会規則第 10 号)の全部を改正する。

(事務局の組織)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 18 条第 2 項の規定により定める、横浜市教育委員会事務局(以下「事務局」という。)の組織は、別段の定めのあるものを除くほか、次の表のとおりとする。

部	課	係
総務部	総務課	庶務係 経理係
	教育政策課	
	学校支援・地域連携課	学校経理係 就学係
	職員課	厚生係 職員係
	学校計画課	
	施設管理課	施設管理係 校地管理係
教職員人事・企画部	教職員人事課	人事係 任用係
	教職員労務課	労務係 厚生係
学校教育部	小中学校教育課	小中学校指導係 学校体育係
	高等学校教育課	高等学校指導係
	情報教育課	
	健康教育課	保健係 給食係
	教育相談課	相談係
	特別支援教育課	
	特別支援教育相談課	

生涯学習部	生涯学習課	
	文化財課	文化財係

(平 16 教委規則 9・全改、平 17 教委規則 13・平 18 教委規則 17・平 19 教委規則 8・一部改正)

(事務分掌)

第 2 条 部、課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

教職員人事・企画部

教職員人事課

人事係

- (1) 義務教育諸学校の学級編制に関すること。
- (2) 学校における教育職員、事務職員及び県費負担学校栄養職員(以下「教職員」という。)の任免、宣誓、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。
- (3) 教職員の定数及び配置に関すること。
- (4) 教職員の人事に関する総合調整に関すること。
- (5) 教職員人事制度の企画、立案に関すること。
- (6) 部内他の課、係の主管に属しないこと。

任用係

- (1) 教職員の採用選考試験に関すること。
- (2) 教職員の昇任選考に関すること。
- (3) 教職員の免許に関すること。
- (4) 教職員の臨時的任用職員及び非常勤講師の任免、給与、配置、服務その他人事に関すること。

教職員労務課

労務係

- (1) 教職員等の給与その他給付に関すること。
- (2) 教職員の勤務条件に関すること。
- (3) 教職員が組織する職員団体に関すること。
- (4) 他の係の主管に属しないこと。

厚生係

- (1) 教職員の福利厚生に関すること。
- (2) 教職員の衛生管理に関すること。
- (3) 教職員の公務災害に関すること。
- (4) 教職員互助会に関すること。
- (5) 教職員の人事に関する企画及び調査・研究に関すること。